

2026 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 海 帆
代 表 者 名 代 表 取 締 役 守 田 直 貴
(コード番号：3133 東証グロース)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 羽 二 生 博 志
(TEL. 052-586-2666)

第 23 期定時株主総会の継続会の開催中止及び臨時株主総会の開催に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 24 日開催の取締役会において、第 23 期定時株主総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）の開催を中止し、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2026 年 6 月 25 日付「第 23 期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」及び 2026 年 6 月 26 日付「「2026 年 3 月期計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類に対する意見不表明に関するお知らせ」に関する補足資料」にてお知らせいたしましたとおり、第 23 期定時株主総会（2026 年 6 月 26 日開催。以下、「本総会」といいます。）において会社法第 317 条に基づく続行の決議をいただき、会計監査人の監査報告受領後、速やかに継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催する方針としておりました。継続会は、本総会の審議を中断してその続きとして再開されるものであり、新たな招集手続きや基準日を設けることなく、本総会と同一の会議として開催されるものです。

しかしながら、その後の会計監査人との協議の結果、監査意見の受領にあたっては、当社の資金計画及び資金調達の確実性について確認いただく必要があり、そのため一定の確認期間を要する見込みであることが判明いたしました。

つきましては、当社は本継続会の開催を中止し、会計監査人より監査意見を受領した後、改めて基準日を設定の上、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、第 23 期報告事項（第 23 期事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件、及び第 23 期計算書類報告の件）につきましてご報告する方針といたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様には、重ねて多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本継続会の開催を中止し、本臨時株主総会を開催することとした理由

当社は、2026年6月26日付でプログレス監査法人より、2026年3月期計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類に対する意見不表明の監査報告書を受領いたしました。その理由は、当社の継続企業の前提に関する重要な不確実性が財務諸表に与える影響が重要かつ広範であることによるものです。

当社は、本総会における続行の決議に基づき、会計監査人の監査報告受領後、速やかに本継続会を開催する方針としておりましたが、その後の会計監査人との協議の結果、監査意見の受領にあたっては、当社の資金計画及び資金調達の確実性について確認いただく必要があります、そのための一定の確認期間を要する見込みであることが判明いたしました。当社は、2026年6月26日付で会計監査人より意見不表明の監査報告書を受領いたしました。事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告及び計算書類を株主総会において報告事項として扱うためには、会計監査人の監査報告において無限定適正意見が付されることが前提となります。(会社法439条、会社法施行規則135条)。意見不表明は無限定適正意見に該当しないため、現時点では報告事項としての前提を欠いており、継続会は本総会と同一の会議として、その目的事項を変更することができないことから、この状態のまま本継続会を開催した場合、計算書類等を株主総会の決議を要する事項として扱うことはできません。また、継続会は、本総会との間で株主構成の同一性が実質的に保たれる期間内に開催される場合に限られると解されております。この点、株主構成の同一性が実質的に保たれる期間について、会社法その他の法令上、明確な期間の定めはありませんが、継続会が本総会と同一の会議として扱われる以上、社会通念上合理的と認められる期間内に開催されるべきものと解されております。当社といたしましては、本総会（2026年6月26日開催）からの経過期間及び監査意見の受領に要する見込み期間等を総合的に勘案した結果、当該合理的な期間内に本継続会を開催することは困難な見込みとなりました。当社といたしましては、以上の理由により、本継続会の開催を中止することが適切と判断いたしました。

なお、会計監査人からは、今回の意見不表明の原因は不正行為又は会計処理に関する重大な誤りによるものではなく、当社の資金計画及び資金調達の確実性という点のみであり、これが確認でき次第、所定の監査手続を経た上で監査意見をいただける旨、確認しております。当社は、資金繰りの改善及び事業構造改革に全力で取り組むとともに、一日も早く監査手続が完了するよう会計監査人と緊密に連携してまいります。

2. 今後の日程等

(1) 基準日の設定及び公告

本臨時株主総会の議決権行使の基準日につきましては、決定次第、別途公告いたします。

(2) 本臨時株主総会の開催日時・場所

会計監査人より監査意見を受領した後、招集手続を進め、確定次第お知らせいたします。

(3) 本臨時株主総会の目的事項

1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

3. 株主の皆様への影響

本臨時株主総会は本総会とは別途招集される株主総会であるため、ご出席いただける株主様は、新たに設定される基準日における株主名簿記載の株主様となります。なお、当該基準日は、2026年5月28日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び2026年6月15日付「（開示事項の変更）臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて設定いたしました基準日とは異なるものであり、本臨時株主総会のために改めて設定するものです。本総会において議決権を行使された株主様であっても、本臨時株主総会の基準日時点で株式を保有されていない場合は、ご出席・議決権行使ができない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

以上